

ニセコ町景観条例新旧対照表

現 行	改正後
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>(適用区域)</p> <p>第8条 この条例は、ニセコ町全域について適用するものとする。</p> <p>2 前項に規定する適用の区域については、次に掲げる景観地域に分類し、それぞれの地域に適した景観形成を図るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項各号に掲げる地域の範囲は、別に定める。</p> <p>第9条～第27条 略</p> <p>(開発事業の協議)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる行為(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、<u>当該開発事業を開始する30日前までに、規則に定めるところにより、当該事業の内容及び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。</u>ただし、第1号及び第2号に掲げる行為のうち改築、増築、増設、外観の模様替え又は色彩の変更については、これらに係る部分の面積の合計が10平方メ</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 特定用途制限地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条及び第21条の規定に基づき町長が告示した特定用途制限地域をいう。</u></p> <p><u>(11) 景観地区 都市計画法 第20条及び第21条の規定に基づき町長が告示した景観地区をいう。</u></p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>(適用区域)</p> <p>第8条 この条例は、ニセコ町全域について適用するものとする。</p> <p>2 前項に規定する適用の区域については、次に掲げる景観地域に分類し、それぞれの地域に適した景観形成を図るものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項各号に掲げる地域の範囲は、別に定める。</p> <p>4 <u>特定用途制限地域及び景観地区においては、この条例における規定のほか、別に定める条例及び都市計画法に基づく都市計画において建築物及び工作物の用途及び形態意匠等について制限するものとする。</u></p> <p>第9条～第27条 略</p> <p>(開発事業の協議)</p> <p>第28条 次の各号に掲げる行為(以下「開発事業」という。)を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、<u>あらかじめ、規則で定めるところにより、当該事業の内容及び工事施工方法等について町長と協議しなければならない。</u>ただし、第1号及び第2号に掲げる行為のうち改築、増築、増設、外観の模様替え又は色彩の変更については、<u>これらに係る部分の面積の合計が10平方メ</u></p>

築、増築、増設、外観の様式替え又は色彩の変更については、これらに係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。

(1)～(2) 略

(3) 環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場で規則に定めるもの(以下「指定事業場」という。)の新設、改築、増設又は移転(用途の変更により、以下の工場及び事業場になる場合を含む。)

(4) 土地の区画形質を変更する事業で、その面積が5,000平方メートルを超えるもの(5,000平方メートル以下であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000平方メートルを超えるものを含む。)

(5) 略

第29条～第55条 略

附 則 略

一ト以下除き、第3号に掲げる行為については、特定用途制限地域内は適用しない。

(1)～(2) 略

(3) 環境及び景観に影響を及ぼすおそれのある工場及び事業場で規則に定めるもの(以下「指定事業場」という。)の新設、改築、増設又は移転(用途の変更により、指定事業場になる場合を含む。)

(4) 土地の区画形質を変更する事業で、その面積が5,000平方メートルを超えるもの(5,000平方メートル以下であっても同一事業者が当該地域に隣接して一団の開発を行い、その規模が合算して5,000平方メートルを超えるものを含む。)

(5) 前号中、景観地区にあつては、「5,000平方メートル」を「3,000平方メートル」と読み替えるものとする。

(6) 略

第29条～第55条 略

附 則

(施行期日)

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

ニセコ町景観条例施行規則新旧対照表

現 行	改正後
<p>第 1 条～第 19 条 略</p> <p>(開発事業の協議)</p> <p>第 20 条 条例第 28 条の規定による協議を行おうとする者は、開発事業の区分に応じ、次の各号に掲げる開発事業協議書(以下「協議書」という。)2 通に、別表 1 に掲げる図書 2 通を添えて協議を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。</p>	<p>第 1 条～第 19 条 略</p> <p>(開発事業の協議)</p> <p>第 20 条 条例第 28 条の規定による協議を行おうとする者は、開発事業の区分に応じ、次の各号に掲げる開発事業協議書(以下「協議書」という。)2 通に、別表 1 に掲げる図書 2 通を添えて協議を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。</p> <p><u>3 条例第 28 条の規定による協議は、次の各号に掲げる期日前に行われなければならない。</u></p> <p><u>(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく建築確認申請が必要な開発事業については、その申請前</u></p> <p><u>(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為許可申請が必要な開発事業については、その申請前</u></p> <p><u>(3) 前 2 号のいずれにも該当しない開発事業は、事業を開始する 30 日前</u></p>
<p>第 21 条～第 23 条 略</p> <p>(開発事業の審査基準)</p> <p>第 24 条 条例第 31 条の規定による審査の基準は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 建築物その他工作物の位置、色彩、意匠及び形態が、周囲のまちなみ及び自然景観に調和するよう努められていること。</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p>第 21 条～第 23 条 略</p> <p>(開発事業の審査基準)</p> <p>第 24 条 条例第 31 条の規定による審査の基準は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 建築物その他工作物の位置、色彩、意匠及び形態が、周囲のまちなみ及び自然景観に調和するよう努められていること。<u>ただし、景観地区における建築物は傾斜屋根とするよう努め、特に落雪等に配慮された形状であること。</u></p> <p>(4)～(9) 略</p>
<p>第 25 条～第 45 条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>第 25 条～第 45 条 略</p> <p>附 則</p>

(施行期日)

この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。